家畜の飼養を始める方へ

滋賀県農政水産部畜産課

家畜の飼養にあたっては、守るべき法令がいくつもあり、また、周辺地域への家畜の鳴き声や臭気・害虫などの環境対策にも気を配る必要があります。関連する主な法律は下記のとおりですので、よくご理解いただいたうえで適切に飼養してください 。

新たに家畜の飼養を始めようとされる場合は、まず、県畜産課または県家畜保健衛生所、県農業農村振興事務所、市役所または町役場の畜産担当課までご相談ください 。

1.家畜の飼養報告・飼養管理等に関すること
2.家畜の死体の処理に関すること
3.家畜排せつ物の適正な管理に関すること
4.畜舎や堆肥舎等を建てる場合の届出
5.堆肥を肥料として生産及び販売する場合の届出
6.動物用医薬品、飼料、飼料添加物などの適正使用に関すること
7.牛の耳標の装着、出生・異動等の届出
8.蜜蜂を飼う場合の飼育の届出等
9.主な相談窓口について

1.家畜の飼養報告・飼養管理等に関すること

■ **家畜伝染病予防法**・・・・（窓口：県畜産課、家畜保健衛生所）

(1)家畜伝染病予防法の「家畜」に該当する動物

〇牛、水牛、鹿、めん羊、山羊　　・・・牛等
〇豚、いのしし　　・・・豚等
〇馬
〇鶏、あひる（マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモを含む）
うずら（ヨーロッパウズラを含む）、きじ（ヤマドリを含む）　　・・・家きん
だちょう（エミューを含む）、ほろほろ鳥、七面鳥
〇蜜蜂（みつばち）

愛玩用として飼養する場合でも、1頭1羽から法令が適用されますのでご注意ください 。

(2)「定期報告」の義務

家畜の飼養状況や衛生管理状況等について、毎年1回(2月1日時点)、知事(家畜保健衛生所)への報告が義務付けられています。(家畜伝染病予防法第12条の4)

【滋賀県からのお願い】

・新たに飼養を始める場合は、随時報告をお願いします。

・定期報告の様式は、県家畜保健衛生所 HP からダウンロードください。

滋賀県/滋賀県家畜保健衛生所/生産者の方/衛生情報/家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告

http://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/seisan/info/308982.html

ア.報告対象家畜

家畜伝染病予防法における家畜のうち、みつばちを除く 15 種類の家畜を1 頭(1 羽)以上飼育するもの。

飼養規模に応じた区分

家畜の種類	小規模所有者(管理者)	中大規模所有者(管理者)
牛・水牛・馬	1頭	2頭以上
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	6頭未満	6頭以上
鶏・あひる・うずら・きじほろほろ鳥・七面鳥	100 羽未満	100 羽以上
だちょう	10 羽未満	10 羽以上

イ.報告内容

飼養規模に応じて、報告内容は異なりますので、上記の県家畜保健衛生所 HP でご確認ください。

また、県では毎年1回(7月1日時点)、家畜排せつ物、飼料、環境対策などについての調査を実施していますので協力をお願いします。

【対象】以下のいずれかの家畜を飼養する農家

牛 2 頭以上、豚 6 頭以上、鶏 100 羽以上

(ただし、学校、公共施設等で畜産経営の目的以外での飼養形態や、趣味や愛玩用としての飼育形態は除く。)

(3)家畜伝染病予防法に基づく検査の受検

監視伝染病※の発生を予防・予察するため、家畜の飼養者は、発生の状況等を把握するための検査を受検する必要があります。(家畜伝染病予防法第5条)

対象疾病や検査の実施については、家畜保健衛生所から連絡がありますが、次の検査対象に該当する場合には、速やかに臨床獣医師および家畜保健衛生所まで連絡をお願いします。

畜種	疾病名	検査対象	関連
牛	牛海綿状脳症(BSE)	BSE を疑う症状を呈したもの等	防疫指針、牛海綿状脳症対策特別措置法
めん羊、山羊	伝達性海綿状脳症(TSE)	月齢(推定月齢)18 月以上で死亡したもの	

※監視伝染病:家畜の伝染性疾病のうち、家畜伝染病予防法で定められている家畜伝染病(家畜伝染病予防法第2条)および届出伝染病(家畜伝染病予防法施行規則第2条)の総称。

家畜伝染病予防法や国内での家畜の伝染性疾病の発生状況等についての詳細は、「家畜の病気を防ぐために」(農林水産省 HP)参照
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html

(4)「飼養衛生管理基準」の遵守

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者が守らなければならない飼養に係る衛生管理の基準が定められています 。(家畜伝染病予防法第12条の3)

愛玩用として1頭1羽からの飼養でも、遵守する必要があります

飼養衛生管理基準とは??

次のⅠ~Ⅳについて、畜種ごとに具体的な衛生管理の取組等を定めたもの

Ⅰ家畜防疫防疫に関する基本的事項
Ⅱ衛生管理区域への病原体の侵入防止
Ⅲ衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
Ⅳ衛生管理区域外への病原体の拡散防止

詳細は、「飼養衛生管理基準について」(農林水産省 HP)参照
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

ア.飼養衛生管理者の選任

家畜の所有者は、家畜の飼養に係る衛生管理を適正に行うため、飼養衛生管理者を選任しなければなりません。(家畜伝染病予防法第12条の3の2)

イ.飼養衛生管理基準の自己点検

下記の家畜の飼養衛生管理者は、飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を実施し、家畜保健衛生所に報告しなければなりません。実施時期になりましたら県家畜保健衛生所からお知らせしますので、それに従ってご報告ください。

対象家畜	実施期間	遵守状況の確認項目
家きん	10 月から5月まで 毎月	(共通) ・衛生管理区域/畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置および使用 ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ・畜舎に入るときの手指消毒 (家きんのみ) ・畜舎ごとの靴の設置と使用 ・ネットや金網の設置、点検および修繕 ・ねずみ・害虫対策 (豚等のみ) ・畜舎ごとの専用の衣服、靴の設置と使用 ・畜舎外での病原体の汚染防止 ・衛生管理区域内の整理整頓・消毒
豚等	四半期ごと	

(5)家畜伝染病発生時の「埋却地」の確保(馬は除く)

口蹄疫や豚熱(CSF)、高(低)病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、迅速に終息させるため飼養家畜を殺処分し、埋却等の処理が必要となります 。

飼養衛生管理基準において、埋却地の確保等は家畜の所有者があらかじめ準備するべきことが規定されています 。

畜種	必要な面積(参考)※
牛	24 か月齢以上の成牛1頭あたり 5.4m^2
豚	3か月齢以上の豚1頭あたり 0.9m^2
鶏	150 日齢以上 100 羽あたり 0.7m^2

※埋却する家畜以外の汚染物品の量や、埋却地の地形等の条件により異なります。
必要な面積については、事前に、県家畜保健衛生所にご相談ください。

(6)家畜伝染病予防法に基づく通報の徹底

家畜伝染病ごとに定められる症状(特定症状)を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報する義務があります。(家畜伝染病予防法第 13 条の2)

■ **動物の愛護及び管理に関する法律**

・・・・(窓口:県生活衛生課、県動物保護管理センター)

産業動物の適切な飼養等について、動物の愛護及び管理に関する法律により「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を守るよう定められています。

適切な給餌・給水、必要な健康の管理、動物の種類や習性に応じた飼養・保管を行うための環境確保に努めてください。

2. 家畜の死体の処理に関すること

■ **化製場等に関する法律(化製場法)**

・・・・(窓口:県生活衛生課、管轄の県保健所、大津市は動物愛護センター)

■ **廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)**

・・・・(窓口:県循環社会推進課、管轄の県環境事務所)

(1)牛、馬、豚、めん羊、山羊の死体(愛玩用として飼養されているものを含む)

許可を受けた施設(死亡獣畜取扱場)以外で処理(解体、埋却、焼却等)することは禁止されています。

(2)上記以外(鶏など)の畜産農業から排出された家畜の死体

産業廃棄物として適切に処理しなくてはなりません。自己所有地内であっても、埋却、野外焼却の行為は違法です。

(3)上記以外(鶏など)の家庭から排出された家畜の死体

必要に応じて各自治体に確認するなど、適切に対応ください。

3. 家畜排せつ物の適正な管理に関すること

■ **家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律**

・・・・(窓口:県畜産課)

一定頭羽数以上(牛 10 頭、馬 10 頭、豚 100 頭、鶏 2,000 羽以上)を飼養する家畜の飼養者は、堆肥舎等の施設の構造設備や管理の方法に関する基準(管理基準)に従い、家畜排せつ物を適切に管理しなければなりません 。

なお、家畜の飼養頭羽数が一定数未満で、管理基準の適用を受けない小規模な家畜の飼養者も、その家畜排せつ物について適正な管理を行ってください 。

詳細は、農林水産省 HP をご確認ください。
家畜排せつ物法とは
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_mondai/03_about/index.html
畜産環境 Q&A
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_qa/

■ **悪臭防止法**・・・・(窓口:市町環境担当および畜産担当部署)

畜産を飼養するうえで届出等の必要はありませんが、家畜や家畜排せつ物が原因となって発生する臭気(悪臭)についての行政指導の根拠法です。

4. 畜舎や堆肥舎等を建てる場合の届出等

■ **化製場等に関する法律**

・・・・(窓口:県生活衛生課、管轄の県保健所、大津市は動物愛護センター)

県知事が指定する区域内※で次に該当する家畜を一定数以上飼養又は収容しようとする場合は、知事(保健所長)等の許可を受けなければなりません 。

・牛、馬、豚※	1頭以上
・めん羊、山羊	4頭以上
・鶏(30日齢以上)	100 羽以上
・あひる(30日齢以上)	50 羽以上

※マイクロブタを室内飼養するなど、環境衛生上の問題とならない場合は許可不要

詳細は、滋賀県 HP をご確認ください。
化製場等に関する法律第9条第1項の規定における指定区域(滋賀県)
https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000598.html

※大津市は大津市動物愛護センターにお問い合わせください

■ **農地法**・・・・(窓口:市町農業委員会)

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が農地の場合 、農地転用の許可(農業委員会を経由して知事の許可)が必要となります 。

■ **水質汚濁防止法**

・・・・（窓口：県環境政策課、管轄の県環境事務所、大津市環境政策課）

次に該当する場合は水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出が必要となります 。

・豚房施設（総面積50㎡ 以上）

・牛房施設（総面積200㎡ 以上）

・馬房施設（総面積500㎡ 以上）

※畜房の総面積とは、畜舎のなかの個々の畜房の合計面積をいい、一の事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜舎の畜房の総面積を合計したものが畜房の総面となります 。

■ **滋賀県水質汚濁防止法第３条３項の規定に基づく排水基準を定める条例**

・・・・（窓口：県環境政策課、管轄の県環境事務所、大津市環境政策課）

次に該当する場合は、条例に基づく届出が必要となります。

＜新設または既設の特定事業場に係る上のせ排水基準＞

畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房

1日の平均的な排出水の総量：10㎥以上

■ **土壌汚染対策法**

・・・・（窓口：県環境政策課、管轄の県環境事務所、大津市環境政策課）

一定の規模（3,000 ㎡）以上の土地の形質変更を行う場合は、届出が必要となります。

■ その他、畜産関係施設の整備に係る主な土地利用関係諸法令

法令名等	概　要	担当課
国土利用計画法	土地売買等の契約を締結した際に届出が必要	県民活動生活課
滋賀県土地利用に関する指導要綱	開発予定面積が1ha 以上となる場合、開発事業を行おうとする前に届出が必要 県民活動生活課に本届出を行った後、土地利用関係諸法令を管轄する関係各課に意見照会が行われる	県民活動生活課
滋賀県環境影響評価条例	事業面積 20ha 以上の場合、環境アセスメントを行う必要がある ただし、森林地域 15ha 以上、自然公園の区域1ha 以上が含まれる場合は対象となる	環境政策課
自然公園法・滋賀県立自然公園条例	自然公園区域を開発するには開発許可が必要 許可申請を行うにあたり環境調査は必要となる（概ね1年程度かかる）	自然環境保全課
滋賀県自然環境保全条例	1ha 以上の土地の形質の変更を伴う開発の場合、自然環境保全協定を締結する必要がある 協定を締結するにあたり、自然環境調査が必要（概ね1年程度かかる）（自然公園区域は除外される）	自然環境保全課
森林法	地域森林計画対象民有林（5 条森林）は民有地であっても伐採に届出が必要 5 条森林を1ha を越えて開発する場合、開発許可が必要	森林保全課
農業振興地域の整備に関する法律	農用地を開発する場合、市町への農業振興地域整備計画の変更申請（農用地区域の用途変更）が必要となる。1ha 以上の場合は、県との協議が必要	農政課

5. 堆肥を肥料として生産及び販売する場合の届出

■ **肥料の品質の確保等に関する法律**・・・・(窓口:県みらいの農業振興課)

家畜の排せつ物や堆肥は特殊肥料にあたり、生産および販売するには届出が必要になります 。

6. 動物用医薬品、飼料、飼料添加物などの適正使用

■ **医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律**

■ **飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律**

・・・・(窓口:県畜産課、県家畜保健衛生所)

動物用医薬品、飼料、飼料添加物などに、対象動物や使用(給与)方法が記載されているかを確認し、記載に従って適正に使用してください。

7. 牛の耳標の装着、出生・異動等の届出

■ **牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法**

・・・・(窓口:農林水産省近畿農政局)

牛の所有者その他の牛を管理する者(管理者)は、牛が出生・異動(転入または転出)・死亡した際は遅滞なく届出なければいけません。また、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標を着けなければいけません。

届出には、農家コードが必要ですので、新たに農家コードを取得しようとする場合は、事前に農林水産省近畿農政局に連絡してください。

詳細は下記 HP を参照してください。

・「牛・牛肉のトレーサビリティ」(農林水産省 HP)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/

・「牛の個体識別情報検索サービス」(独立行政法人家畜改良センターHP)

https://www.id.nlbc.go.jp/top.html?pc

8. 蜜蜂を飼う場合の飼育の届出等

■ **養蜂振興法**・・・・（窓口：県畜産課、管轄の県農業農村振興事務所）

（1）蜜蜂の飼育の届出

蜜蜂を飼育する場合は、毎年飼育の届出が必要になります。新たに飼育する場合や、届出内容に変更がある場合は、随時届出をお願いします。

（2）蜜蜂の転飼許可の申請

ア.県内→県内

県内で業として蜜蜂を飼育する養蜂家は、管轄の県農業農村振興事務所に「みつばち転飼許可申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。

イ.県外→県内

滋賀県の区域内に転飼しようとする養蜂家は 、あらかじめ転飼を行おうとする管轄の県農業農村振興事務所に「転飼許可申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。県は養蜂振興法および県みつばち転飼条例、関係諸規定により転飼内容を審査して判断します 。

詳細は、県 HP をご確認ください。
滋賀県/県民の方/しごと・産業・観光/畜産業/養蜂振興
http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/chikusan/18280.html

■ **腐蛆病の検査**・・・・（窓口：県家畜保健衛生所）

転飼により県内から県外へ蜂群を移動しようとする場合は、事前に腐蛆病の検査を受ける必要があります。県家畜保健衛生所にご連絡ください。

9. 各相談窓口について

相談窓口	連絡先	内容
県畜産課	077-528-3853	・家畜伝染病予防法に関すること ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関すること ・養蜂に関すること ・動物用医薬品、飼料、飼料添加物などの適正使用に関すること

県家畜保健衛生所 （本所） （北西部支所）		0748-37-7511 0740-22-2145	・家畜伝染病予防法に関すること ・養蜂に関すること（検査） ・動物用医薬品、飼料、飼料添加物などの適正使用に関すること
県農業農村振興事務所			・畜産環境に関すること ・養蜂に関すること ・新規就農相談に関すること
	大津・南部 甲賀 東近江 湖東 湖北 高島	077-567-5421 0748-63-6126 0748-22-7715 0749-27-2228 0749-65-6613 0740-22-6025	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市 甲賀市、湖南市 近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 長浜市、米原市 高島市
県みらいの農業振興課		077-528-3842	・肥料の届出に関すること
各市町畜産担当課		各市町 HP 等で ご確認ください	・畜産環境に関すること
各市町農業委員会 （市町農林担当課）			・農地法に関すること
県生活衛生課		077-528-3641	・化製場法に関すること ・動物の愛護および管理に関すること
県健康福祉事務所 （保健所）		別途 ご確認ください	
県動物保護管理センター		0748-75-1911	
大津市動物愛護センター		077-574-4601	
県環境政策課		077-528-3357	・水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等に関すること
大津市環境政策課		077-528-2760	
県循環社会推進課		077-528-3474	・廃掃法に関すること
大津市産業廃棄物対策課		077-528-2062	
県環境事務所		別途 ご確認ください	・水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等に関すること ・廃掃法に関すること
（公社）滋賀県農林漁業担い手育成基金		077-523-5505	・新規就農相談窓口
農林水産省近畿農政局		075-414-9000	・牛のトレーサビリティ制度に関すること

滋賀県庁の各部署・地方機関の各連絡先については、県 HP をご確認ください。
滋賀県/県政情報/県の概要/滋賀県行政機構 http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/

※大津市は中核市であるため、保健衛生、環境保全等の行政分野について権限が県から移譲されており、「水質汚濁、土壌汚染、化製場等に関する法律」については市で対応することとなります。